② 蒸発残留物
30μg／mL以下
③ 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

9．ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① カプロラクタム
15μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として20％エタノールを用いる。

② 蒸発残留物
30μg／mL以下
③ 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

10．ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 溶出規格
① 蒸発残留物
30μg／mL以下。ただし、ヘプタンを食品擬似溶媒とする場合にあっては、120μg／mL以下。

② 過マンガン酸カリウム消費量
10μg／mL以下。ただし、食品擬似溶媒として水を用いる。

11．ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の規格に適合しなければならない。
a 材質規格
① ビスフェノールA類
ビスフェノールA、フェノール及びp―tert―ブチルフェノールの量の合計は500μg／g以下。

② 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

9．ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリアミドを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① カプロラクタム
浸出用液として20％エタノールを用いて作った試験溶液について、モノマー試験法中のカプロラクタムの試験を行うとき、これに適合しなければならない。これに適合するとき、試験溶液中のカプロラクタム量は15μg／mL以下となる。
② 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。
（新設）

10．ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
ポリメチルペンテンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装は、次の試験法による試験に適合しなければならない。
a 溶出試験
① 蒸発残留物
蒸発残留物試験を行うとき、その量は30μg／mL以下でなければならない。ただし、ヘプタンを浸出用液とする場合にあっては、120μg／mL以下でなければならない。
（新設）

11．ポリカーボネートを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
（新設）

a 材質試験
① ビスフェノールA（フェノール及びp―tert―ブチルフェノールを含む。）
試料1.0ｇを200mLの三角フラスコに入れ、ジクロロメタン20mLを加える。試料が溶けた後、よくかき混ぜながらアセトン100mLを滴加し、毎分3,000回転で約10分間遠心分離を行い、上澄液を減圧濃縮器を用いて約２mLとなるまで濃縮する。次いで、アセトニトリル10mLを加え、更に水を加えて20mLとする。その１mLを採り、孔径0.5μm以下のメンブランフィルターでろ過する。これを試験溶液としてモノマー試験法中のビスフェノールA（フェノール及びp―tert―ブチルフェノールを含む。）の試験を行うとき、ビスフェノールA、フェノール及びp―tert―ブチルフェノールの量の合計は500μg／g以下でなければならない。